ロ　エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、一・四―ジオキサン、一・二―ジクロロエタン、一・二―ジクロロプロパン、ジクロロメタン、スチレン、一・一・二・二―テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン又は有機溶剤の含有量（これらの物が二以上含まれる場合には、それらの含有量の合計。）が重量の五パーセント以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ハ　有機則第一条第一項第二号に規定する有機溶剤含有物（イに掲げるものを除く。）

別表第三中四十三の項を四十九の項とし、四十の項から四十二の項までを六項ずつ繰り下げ、三十九の項を四十四の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 四十五 | メチルイソブチルケトン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務 | 六月 |

| | |
|---|---|
| 一 | 業務の経歴の調査 |
| 二 | 作業条件の簡易な調査 |
| 三 | メチルイソブチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 |
| 四 | 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 |
| 五 | 尿中の蛋白の有無の検査 |

別表第三中四十三の項を四十八の項とし、四十二の項から四十一の項までを五項ずつ繰り下げ、三十八の項を四十一の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 三十二 | スチレン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務 | 六月 |

| | |
|---|---|
| 一 | 業務の経歴の調査 |
| 二 | 作業条件の簡易な調査 |
| 三 | スチレンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 |
| 四 | 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 |
| 五 | 尿中の蛋白の有無の検査及びマンデル酸の量の測定 |

| | | |
|---|---|---|
| 三十三 | 次の物を製造し、又は取り扱う業務<br>一　テトラクロロエチレン<br>二　トリクロロエチレン<br>三　前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物 | 六月 |

| | |
|---|---|
| 一 | 業務の経歴の調査 |
| 二 | 作業条件の簡易な調査 |
| 三 | テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 |
| 四 | 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 |
| 五 | 尿中の蛋白の有無の検査及びトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の測定 |

| | | |
|---|---|---|
| | | |
| 六 | 血清グルタミツクオキサロアセチックトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミツクピルビックトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマ―グルタミルトランスペプチダーゼ（γ―GTP）の検査 | |

別表第三中二十七の項を三十の項とし、二十六の項を二十九の項とし、二十五の項を二十六の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 二十七 | ジクロロメタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務 | 六月 |

| | |
|---|---|
| 一 | 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） |
| 二 | 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） |
| 三 | ジクロロメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） |
| 四 | 集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） |
| 五 | 血清総ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチックトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミツクピルビックトランスアミナーゼ（GPT）、血清ガンマ―グルタミルトランスペプチダーゼ（γ―GTP）及びアルカリホスファターゼの検査 | |

| | | |
|---|---|---|
| 二十八 | ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務 | 六月 |

| | |
|---|---|
| 一 | 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） |
| 二 | 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） |
| 三 | ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイトによる皮膚炎、縮瞳、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（皮膚炎、縮瞳、流涙等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） |